

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年12月19日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法、不当性を主張している。

- 1 本件申請は、「生活保護法における保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問第7の30（答）11の「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合・・・であって、設備構造が居住に適さないと認められる場合」にあたるものである。

よって、広い部屋は必要としないが、本件申請については、特別基準の適用を認めるべきである。

- 2 処分庁が本件処分の根拠とする、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「本件告示」という。）及び「生活保護法における保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「昭和38年局長通知」という。）は、55年前のものであるから、いずれも見直すべきである。
- 3 本件申請を却下されては、生活ができないので困る。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年 6月10日	諮問
令和元年 7月25日	審議（第35回第1部会）
令和元年 8月19日	審議（第36回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項3号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げている。そして、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を

維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

- (2) 法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を作成することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同項は、同条9項により保護の変更の申請に準用すると規定している。

そして、昭和38年局長通知第9・1によれば、「生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等について助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。」、「また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付し、申請手続きについての助言を行うとともに、保護の要否判定に必要なとなる資料は、極力速やかに提出するよう求めること。」と定められている。

- (3) 保護基準別表第3・1によれば、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、1級地では月額13,000円以内とされ、同別表第3・2によれば、当該費用がこの基準額を超えるときは、都道府県又は地方自治法252条の19第1項の指定都市若しくは同法252条の22第1項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）の範囲内の額とするとされている。

- (4) 昭和38年局長通知第7・4・(1)・ウによれば、「被保護者が真にやむを得ない事情により月の途中で転居した場合であっ

て、日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代につきそれぞれ1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えない。」とされている。

(5) また、昭和38年局長通知第7・4・(1)・オによれば、限度額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額（以下「特別基準限度額」という。）を認定して差しつかえないこととされ、また、同・カによれば、被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、特別基準限度額以内の家賃を必要とする住居に転居するときは、特別基準限度額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準限度額の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとしている。

(6) 課長通知第7の間56・答によれば、昭和38年局長通知第7・4・(1)・オにいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」については、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう。」とされ、また、同第7の間30・答によれば、昭和38年局長通知第7・4・(1)・カにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」については、「次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」とし、「11 病氣療養上著しく環境条件が

悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」等であるとされている。

- (7) そして、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日付社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知、以下「平成27年局長通知」という。）1・(1)によれば、平成27年7月1日から、保護基準別表第3の2の規定に基づく、都内における住宅扶助の限度額として、〇〇区を含む特別区等の1級地における単身世帯の住宅扶助費の限度額については、従前の月額69,800円から、53,700円（以下「本件基準限度額」という。）に変更するとされている。

なお、平成27年局長通知2によれば、昭和38年局長通知第7・4・(1)・オに該当すると認められる場合の住宅扶助の額（特別基準限度額）について、1級地・単身の場合の額については、月額69,800円になる、などとされている。

- (8) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問6-56「基準額を超える家賃の住宅に居住する世帯からの保護申請」1・(1)によれば、「基準額を超える家賃の住宅に居住している世帯から保護の申請があった場合は、保護開始と同時に、履行期限を定めて転居指導を行うことになる。この場合の基準額は、その世帯に適用される住宅扶助の限度額となる。」とされている。

- (9) なお、昭和38年局長通知、平成27年局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である。

また、運用事例集による上記(8)の取扱いは、昭和38年局長

通知、平成27年局長通知及び課長通知における住宅扶助の取扱いの基準（上記(4)ないし(7)）に合致するものであって、合理性が認められるものである。

2 これを本件についてみると、以下の事実がそれぞれ認められる。

(1) 処分庁は、保護開始時の請求人の住居に係る家賃が、月額60,000円であったため、請求人の住宅扶助費の算定に際しては、特別区内等における単身世帯に係る本件基準限度額（月額53,700円）を適用した上で、請求人に対し保護開始時から同限度額を住宅扶助費として支給していたこと。

なお、保護開始に際して、処分庁は、担当者を通じて請求人に対し、本件基準限度額以内の家賃のアパート等に転居するよう、指導していたこと。

(2) 本件申請書添付の不動産仲介業者の資料によれば、転居予定住居の家賃は、月額69,000円であったこと。また、請求人の主治医が発行した診断書によれば、請求人には精神疾患があり、請求人の療養上、現在の住居からの転居が望ましいとされているものの、療養上、転居が不可欠であるとまではされておらず、さらに、転居先について、本件基準限度額を超える住居（居住面積の広い所等）が必要であるとまではされていなかったこと。

(3) 以上のことから、処分庁は、本件申請による請求人の転居先の住居については、昭和38年局長通知第7・4・(1)・オの特別基準限度額の適用はできないと判断したことから、本件申請について、「やむを得ない事情」に当たらないとして、これを却下したこと。

(4) そうすると、処分庁は、上記(3)の判断に基づき、上記1の法令等の規定に則り、本件処分を行ったものと認められ、また、処分庁の判断は、請求人の主治医の見解（本件申請書添付の診

断書の記載)を踏まえてなされているものと解されることから、本件処分に至る手続を含めて、本件処分に違法、不当な点を認めることはできない。

- 3 請求人は、上記第3のことから本件処分の違法、不当を主張するが、本件処分に違法、不当な点がないことは上記2のとおりであるから、請求の主張には理由がないというほかない。

ところで、請求人は、本件告示及び昭和38年局長通知は55年前のものであるから、見直すべきであるとも主張しているが、請求人が問題とする本件告示(保護基準)は、法規範としての性格を有するものであり(原田尚彦著「行政法要論(全訂第七版補訂二版)」113及び114頁参照)、本件告示(保護基準)自体に不当又は不備な点があるなどとして、変更を求める主張は、つまるところ立法論又は政策論に属するものであると解され、一般的にこのような主張は、法令の規定に基づいてなされた本件処分の適否の判断を左右するものではない。

そもそも、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これに則って処分を行い、また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことをその職分とするものであるから、法令の規定ないし法令に基づく制度そのものに対する不服について、本件処分を取り消す理由として認める等のことは、審査庁においてはできないものである。

なお、請求人は広い部屋は必要としないが本件申請については特別基準の適用を認めるべきである旨も主張している。この点につき、特別基準限度額が認められるのは課長通知第7の56答によれば、昭和38年局長通知第7・4・(1)・オにいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」については、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より

広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合」と、3つの類型が限定的に列挙されているにとどまる（1・(6)）。昭和38年通知は法に定める処理基準であることから、処理基準に従って行われた本件処分は適法であると言わざるを得ない。以上のことから、請求人の上記主張は、結局のところ、本件審査請求の取消理由とはならないものであるというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹